

梅ヶ枝中央会計

Q.設立直後の役員報酬の留意点は

A.税務上の事前確定届出給与と定期同額給与の組み合わせがポイントです。特に、定期同額給与は、減額することが困難な場合が予想されるため、留意が必要です。

【事前確定届出給与】

- ・事前確定届出給与…事前確定届出給与に関する定めに基づいて支給する給与で、次に掲げる場合に応じてそれぞれ**次に定める届出期限まで**に納税地の所轄税務署長にその事前確定届出給与に関する定めの内容に関する届出をしているもの。

・届出期限

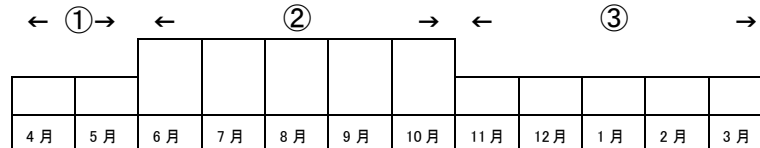
新設法人	設立の日以後 2か月 を経過する日
原則、 いずれか早い日	株主総会等の決議によりその定めをした場合におけるその 決議をした日 (その決議をした日が職務の執行を開始する日である場合にはその開始する日) から1か月 を経過する日
	会計期間開始の日から 4か月 を経過する日

【定期同額給与】

- ・定期同額給与…支給時期が1か月以下の一定の期間ごとである給与で、その事業年度の各支給時期における支給額が同額であるもの。かつ、以下の各支給時期における支給額が同額

①事業年度開始の日	から	給与改定後の最初の支給時期の前日
②給与改定前の最後の支給時期の翌日		給与改定後の最初の支給時期の前日
③給与改定前の最後の支給時期の翌日		事業年度終了の日

Ex.5月の定時株主総会、10月の臨時株主総会で改定
…①～③それぞれごとに定期同額給与に該当するか判定



- ・給与改定時期…事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から **3か月** を経過する日までに継続して **毎年所定** の時期にされる定期給与の額の改定。ただし、その3か月を経過する日後にされることについて **特別の事情**

があると認められる場合にはその改定の時期にされたもの
→会社設立の場合は、**設立の日が事業年度の開始の日**(法法13②-1)

【改定(特に減額)】

- ・臨時改定事由…役員職制上の地位の変更、その役員職務の内容の **重大な変更** その他これらに類する **やむを得ない** 事情
- ・業績悪化改定事由…経営状況が **著しく悪化** したことその他これに類する理由

【会社法上の役員報酬の決定】

- ・取締役・監査役…定款 or 株主総会決議(会361①)
- 取締役…通常は、株主総会決議で総枠を決定し、その後の取締役会で代表取締役に一任(報酬決定通知書の作成)
- 監査役…通常は、株主総会決議で総枠を決定し、その後監査役から会社に対して、報酬決定通知書の提出

【会社設立直後の報酬パターン】

Ex.5/10 設立。同日に以下のA～Dの選任。ただし、A～Cのみ報酬額の決定。決算は3/E。

取締役A…5/25から定額、取締役B…7/25から定額、取締役C…8/25から定額
取締役D…9/25から支給するも金額未定(事前確定届出のため、7/9迄に決定)
その後、10/1に取締役Eを臨時株主総会で選任決議(報酬額の増枠決議の後、代表取締役が個別報酬額の決定)、10/25から定額

→
取締役A…定期同額で問題なし。
取締役B…定期同額で問題なし(5月・6月は無報酬の定期同額)
取締役C…定期同額は否認される可能性有(3か月が経過する8/9迄の改定ではないと認定されるリスク有)
→事前確定届出給与として **2か月が経過する7/9迄に**、毎月の支払額を **届出**

取締役D…事前確定届出給与として **2か月が経過する7/9迄に決定** し、毎月の支払額を **7/9迄に届出**

取締役E…定期同額で問題なし。なお、定時株主総会は **毎年所定** の改定時期であるも、取締役Eは10/1に臨時株主総会で選任されるため、**特別の事情** に該当する(念のため、税務署に事前相談をお勧めします)。